平成２１年（フ）第５９５８号
大阪市東成区深江北２丁目13番33―102号、住民票上の住所大阪府柏原市国分西１丁目１番23―801号
破産者　松井　利友
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２５８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―303号、前住所奈良県北葛城郡上牧町下牧７丁目３番30号
破産者　澤田　正雄
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３２１号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番３―304号、前住所大阪府吹田市藤が丘町１番12号
破産者　守山　　勲
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３５０号
大阪府豊中市利倉西１丁目４番５―207号
破産者　内村　美香
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７７３号
大阪府東大阪市菱屋西５―11―４　大宝菱屋西ロイヤルハイツ302号、住民票上の住所大阪府東大阪市新家西町５番17号
破産者　渡辺　竜起
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８０７号
神戸市中央区下山手通４丁目10番23―702号、開始決定時の住所神戸市中央区下山手通４丁目10番23―506号
破産者　部谷智津代
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０６８号
大阪府枚方市渚元町９番32号
破産者　米倉　高次
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３４号
大阪府茨木市春日５丁目４番25号
破産者　芳山正吉こと　呉　　桑鍋
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２３６号
堺市西区浜寺昭和町２丁185番地
破産者　今井　　豊
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４６２号
大阪府八尾市本町４丁目２番48号
破産者　中尾　末治
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５３６号
大阪市阿倍野区旭町３丁目３番７―1012号
破産者　榊　　繁
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６０５号
堺市東区丈六258番地　松尾マンション301号、申立時の住所堺市東区高松227番地２シティパーク北野田807号
破産者　美容室サロンドウィズこと　**蒻**合　一男
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０４４号
大阪府河内長野市市町402番地の３、開始決定時の住所大阪府河内長野市市町289番地の８
破産者　エニシングクリーンこと　田中　敬一
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５１号
大阪府藤井寺市東藤井寺町15番32号、開始決定時の住所大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目３番１号
破産者　アンビルこと　安田　光行
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８７号
広島県安芸郡坂町植田４丁目18番３号
破産者　板摺　一司
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８号
徳島県海部郡海陽町久保字久保64番地
破産者　佐藤　　武
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２０年（フ）第３６０号
茨城県結城市大字武井335番地、開始決定時の住所茨城県結城市大字上山川3406番地３
破産者　青木　恒俊
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１７０号
埼玉県本庄市小島５丁目２番３号　エクステンド102
破産者　根岸　正己
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６５号
埼玉県熊谷市中西３丁目14番８号
破産者　中村電器こと　中村　　誠
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部